

良好な環境、快適な暮らしを
守るために



令和7年4月から 下水道使用料などを改定します

下水道使用料等改定の経緯

将来にわたり「良好な環境・快適な暮らしを安定的に提供する下水道」を実現するため、下水道施設(処理場・管路)を適切に維持・更新していく必要があります。

下水道事業は、地方財政法上の地方公営企業会計とされ、その事業に伴う収入によってその経費をまかない、自立性を持って事業を継続していくもの(独立採算の原則)です。しかし全国的に下水道事業は、人口減少に伴い下水道使用料収入は減少傾向である一方、老朽化に伴い維持管理費は増加傾向にあり、一般会計や基金からの繰入れにより補てんを行っていることから、安定的な運営のために使用料による財源確保が必要となっています。

また、農業集落排水処理施設およびコミュニティ・プラント処理施設の下水道使用料については、各区域で使用料の算定方法が異なっており、使用料格差が生まれていました。今後、広域化・共同化を進め、公共下水道事業と統合を進めるにあたって、使用料体系の統一を図っていく必要があります。

市ではこうした長期的な視点から、下水道施設を効率的に更新し、適切に維持していくことを目的に、令和5年度、有識者等からなる「下水道使用料等検討委員会」での審議・答申を受け、令和7年4月より下水道使用料などの改定を行うこととなりました。

農業集落排水処理施設の現状について

処理施設のうち処理場の多くは供用開始から20年以上経過しており、耐用年数が10～15年の機械および電気設備が設置されていることから、今後、更新需要は増加する見込みです。

毎年度、施設の維持管理経費として約2億円の支出を必要としています。使用料の収入だけでは不足することから、基金より約1億6千万円取り崩して補填を行っていますが、基金も大きく減少しています。

西保クリーンセンター(平成8年度 供用開始)



処理場



汚泥脱水装置

広域化・共同化計画

将来的な処理施設の維持管理費等や更新費用を削減するため、処理施設の統廃合等の計画を策定しました。

計画では、農業集落排水処理施設(23処理施設)のうち3施設は公共下水道へ接続、7施設は隣接する処理場と統廃合する計画です。また、コミュニティ・プラント処理施設の4施設は、全て公共下水道へ接続する計画で、将来的には23施設から9施設に統合する予定です。